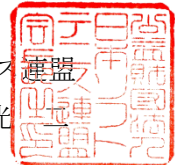


8日ソ連発第59号

令和8年5月1日

保護者の皆様

(公財)日本ソフトテニス連盟  
会長 安道 光



### 令和8年度会員登録について（依頼）

日頃、中学生のソフトテニスの各種大会、および普及・振興にご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、(公財)日本ソフトテニス連盟では、当連盟とその加盟団体（都道府県ソフトテニス連盟、日本学生ソフトテニス連盟、(公財)全国高等学校体育連盟ソフトテニス専門部、(公財)日本中学校体育連盟ソフトテニス競技部）に所属し、これらの組織が行う競技会の運営のためにすべての会員（部員）を対象に会員登録制度を実施しております。

このうち、小学生と中学生は、平成17年度の登録から有料となり、会員登録料として一人年間500円の納入にご協力いただいております。登録料はジュニアの競技力向上等ソフトテニスの普及・振興のために活用し、一部は当連盟とその加盟団体主催の諸事業における傷害補償制度（当連盟自主運営の見舞金制度）の給付金にも役立てております。

そして、当連盟では「競技者育成プログラム」を策定し、平成17年度から競技者の発掘・育成・強化の全体を通じた共通の理念と指導カリキュラムに基づいてそれぞれの時期に最適な指導を一貫して行うことにより、ジュニアの競技力向上を目指して全国的展開を図っております。この事業にも会員登録料を反映させてまいります。

なお、都道府県連盟（支部）によりましては、当連盟の会員登録料のほかに、支部会員登録料、加盟費、分担金等の名称で他に集金している支部がありますことを申し添えます。

つきましては、なにとぞ趣旨をご理解のうえ、会員登録にご協力いただきますようお願い申し上げます。